

別紙第2

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、市職員の給与について民間との較差等を基に、次の措置をとるよう勧告する。

記

1 令和4年4月の公民較差等に基づく給与改定

(1) 給料表

報告の7の(1)のイの(ア)で述べた趣旨を踏まえ改定すること。

(2) 期末・勤勉手当

ア 令和4年12月期の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

勤勉手当の支給割合を1.05月分（管理職職員等にあつては、1.25月分）とすること。

(イ) 再任用職員

勤勉手当の支給割合を0.5月分（管理職職員等にあつては、0.6月分）とすること。

(ウ) 特定任期付職員及び特定任期付教育職員

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 令和5年6月期以降の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（管理職職員等にあつては、1.2月分）とすること。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.475月分（管理職職員等にあつては、0.575月分）とすること。

(ウ) 特定任期付職員及び特定任期付教育職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

2 改定の実施時期

1の(1)の改定（教育職給料表を除く。）は、令和4年4月1日から実施すること。また、1の(2)のアについては令和4年12月1日から、1の(2)のイについては令和5年4月1日からそれぞれ実施すること。